

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 7 日
契 約 業 者 名	宇野重工株式会社 東京支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区海岸三丁目 1 8 番 2 1 号
工 事 の 名 称	R 7 国道 1 5 号幸ヶ谷歩道橋上部工事
工 事 場 所	神奈川県横浜市神奈川区幸ヶ谷 1 丁目地先
工 事 種 別	鋼橋上部工
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	1. 工場製作工 製作加工 (6) (指定部分①) 0.6t、 ボルトナット工 (指定部分①) (仮設階段接続部) 1 0 0 本 2. 工場製品輸送工 輸送工 (指定部分①) 【川崎側】 0.6t 3. 仮設工 横断歩道橋架設 (1) 5 t、仮設階段基礎 (1) 1 式、 ベント設置 (1) 1 式、ベント基礎 (1) 1 式
工 期 (自)	令和 7 年 1 1 月 1 2 日
工 期 (至)	令和 1 0 年 2 月 2 9 日
変 更 前 の 契 約 金 額	5 4 2, 3 0 0, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 0, 5 4 1, 3 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	5 5 2, 8 4 1, 3 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 工場製作工 1) 現地精査の結果、支給品である仮設階段の接続部のフランジに切り欠きがあり、添接板のボルト配列の変更が生じたため、ボルトナット工【川崎側】を減工する。 2) 現地精査の結果、支給品である仮設階段と接続桁の板厚に相違があり、フィラープレートを追加する必要があるため、横断歩道橋製作工【川崎側】を減工する。 2. 工場製品輸送工 受注者との協議の結果、輸送距離の見直しを行ったため、輸送工を増工する。 3. 仮設工 修正設計および現地計測により仮設階段接続部の架設重量を見直すとともに、現地確認で埋設物の影響により掘削が不可能であることが判明したため、階段基礎寸法およびベント寸法を見直した。また、ベント設置 (1) において、供用に必要な設備であることから指定部分として引き渡しを受けるため、購入する必要があるため、これらに伴い、仮設階段工 (指定部分①) を増工する。 4. 工期 工期は元設計とおりとし、令和7年 1 1 月 1 2 日から令和 1 0 年 2 月 2 9 日までとする。